

高齢者通院時交通費助成事業について

医療機関までの距離が遠く交通費の負担が大きい高齢者に対し、通院時のタクシー利用料金の一部を助成し、通院にかかる交通費の負担軽減を図ります。

1 対象

次の(1)～(3)の要件を全て満たす方

- (1) 次のいずれかに該当する方
 - ・80歳以上の方でひとり暮らしの方
 - ・高齢者(65歳以上)のみの世帯で80歳以上の方
 - ・多世代同居世帯で日中独居になる80歳以上の方
- (2) 在宅で、施設(一部施設を除く)に入所していない方。
- (3) 車を所有していない方で、通院の際に同居家族からの送迎も受けていない方。

2 助成対象額

医療機関を受診するために負担した自宅から医療機関までの間のタクシー料金のうち、1回の片道料金が1,000円を超えた場合のその超過額。

(例) タクシー料金が、自宅から医療機関まで5,000円の場合は、片道4,000円を助成。

3 助成上限額(年間)

自宅から医療機関までの距離に応じて以下のとおりとなります。

自宅から医療機関までの距離(片道)	助成上限額(年間)
10km未満	12,000円
10km以上 20km未満	18,000円
20km以上 30km未満	24,000円
30km以上	30,000円

4 助成事業利用の流れ

- (1) 助成金利用申請
利用申請書に必要事項を記入の上、新館長寿福祉課または、各総合支所健康福祉係の窓口へ申請
- (2) 助成金利用申請の審査
申請受付後、自宅から医療機関までの距離などを確認し、助成上限額を決定
- (3) 利用決定(却下)通知書を送付
審査結果により、利用決定(却下)通知書を申請者へ送付
- (4) 助成金の請求
医療機関及びタクシーの領収書を添付して助成金の請求書を提出(原則3か月に1回)
- (5) 助成金の振り込み
請求書を提出後、指定した口座に助成金が振り込まれる

問い合わせ

花巻市 長寿福祉課 高齢福祉係 電話41-3576(直通) FAX 41-1299